

【県外学校用】公立高等学校生徒等奨学給付金の申請について 公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の申請について

岩手県教育委員会では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、**保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯を対象**に、公立高等学校生徒等奨学給付金を給付しています（返済は不要です。）。

（家計急変により、経済的な理由から道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる世帯を含みます。）

1 給付対象となる世帯

令和5年7月1日現在で、次の（1）から（4）のすべてに該当する世帯

- (1) 生徒が公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1年～3年）、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学していること。
- (2) 保護者が岩手県内に居住していること。
※保護者が県外に居住している場合は保護者の居住地の都道府県に申請することとなります。
各都道府県のお問合せ先は、事務室にお問い合わせいただくな、文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を御確認ください。
- (3) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
※保護者が父母以外の場合は必ず御確認ください。
- (4) 保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（家計急変により非課税相当である世帯を含む）又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。
※道府県民税所得割及び市町村民税所得割は、課税証明書・住民税納税通知書・納税義務者用の特別徴収税額決定通知書等で確認できます。

2 生徒一人当たりの支給額

対象者		国公立（年額）	（参考） 私立（年額）
生活保護受給世帯の高校生等	全日制・定時制・通信制課程	32,300円	52,600円
非課税世帯の高校生等	全日制・定時制課程	第1子の高校生等	117,100円
		第2子以降の高校生等	143,700円
	通信制課程	50,500円	52,100円
専攻科生徒（生活保護受給世帯・非課税世帯）		50,500円	52,100円

※非課税世帯の高校生等における第1子、第2子区分の取扱いについては、別紙「非課税世帯の高校生等における第1子、第2子の考え方」をご覧ください。

※新入生の保護者等で、前倒し給付を受けている方は、年額から既に給付されている給付額を差し引いた額を給付します。前倒し給付を申請しなかった方や給付の対象とならなかった方で、今回の申請で給付対象となる場合は年額が給付されます。

＜申請書類の送付先＞

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当
電話 019-629-6109

3 申請手続き

次の書類を岩手県教育委員会事務局教育企画室へ令和5年9月30日までに郵送により提出してください。

(1) 必ず提出する書類

- ① 奨学給付金給付申請書（様式第1号）
- ② 在学証明書（様式第2号）
- ③ 振込口座届（様式第5号）※1

(2) 認定区分に応じて提出する書類

対象者	提出書類
○生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等	広域振興局又は市福祉事務所が交付する4月1日現在で生活保護（生業扶助）を受給していることを確認できる生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（参考様式-2）
○上記を除く非課税世帯の高校生等 ○専攻科生徒（生活保護受給世帯・非課税世帯）	<ul style="list-style-type: none">① 保護者等のマイナンバーカード等の写し又は、令和5年度県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等の写し ※2② 15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し ※3※4 ※専攻科生徒の場合は不要
○家計急変により非課税に相当する世帯の高校生等・専攻科生徒	<ul style="list-style-type: none">① 保護者等の家計急変の発生事由を証明できる書類（離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書・破産宣告通知書・廃業等届出）② 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ※5（家計急変前の課税証明書の写し等及び家計急変後の給与証明書（参考様式-5）・直近の給与明細（3か月分）・税理士又は公認会計士の作成した証明書類等）③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類 ※3（扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）④ 15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し ※3※4 ※専攻科生徒の場合は不要

※1 申請者本人名義の口座を記載してください。（通帳の表紙のコピーを添付してください。）

※2 「所得確認のための提出書類一覧表」により対象書類を確認し、提出してください。

※3 健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号は黒く塗りつぶす等し、記号・番号等が見えないように提出してください。

※4 国民健康保険へ加入の世帯の場合は、扶養の事実の申立書（参考様式-3）を提出してください。

※5 給与見込証明書は、令和5年4月1日から向こう1年間分の給与見込が証明されているものを提出してください。

4 支給方法

審査により支給が決定された場合、令和5年10月下旬（予定）までに届出の口座に振込みます。

※ 事務処理の都合上、給付が11月となる場合もございますので、ご了承ください。

5 その他

- (1) 事実と異なる内容の申請を行ない、給付を受けた場合は全額返還となりますので注意願います。
- (2) 新入生を対象とした前倒し給付に申請しなかった方や給付対象とならなかった方も、申請することができます。